

平成27年7月1日6月三次市議会定例会を開議した。

1 出席議員は次のとおりである（26名）

1番 吉岡 広小路	2番 須山 敏夫	3番 池田 徹
4番 新家 良和	5番 福岡 誠志	6番 鈴木 深由希
7番 澤井 信秀	8番 小池 拓司	9番 桑田 典章
10番 山村 恵美子	11番 宍戸 稔	12番 平岡 誠
13番 小田 伸次	14番 林 千祐	15番 岡田 美津子
16番 齊木 亨	17番 杉原 利明	18番 亀井 源吉
19番 保実 治	20番 國岡 富郎	21番 大森 俊和
22番 竹原 孝剛	23番 久保井 昭則	24番 伊達 英昭
25番 助木 達夫	26番 沖原 賢治	

2 欠席議員は次のとおりである

なし

3 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（23名）

市長 増田 和俊	副市長 高岡 雅樹
副市長 瀬崎 智之	総務部長兼政策部長 兼三次市選挙管理委員会 事務局 局長 藤井 啓介
財務部長 部谷 義登	地域振興部長 福永 清三
産業環境部長 兼農業委員会 事務局 局長 花本 英蔵	福祉保健部長 日野 宗昭
子育て・女性支援部長 瀧 奥 恵	教育長 松村 智由
教育次長 白石 欣也	建設部長 上岡 譲二
水道局長 坂本 高宏	市民部長 森本 純
市民病院部長 事務局 局長 山本 直樹	君田支所長 落田 正弘
布野支所長 沖田 昌子	作木支所長 加藤 良二
吉舎支所長 木屋 繁広	三良坂支所長 岡本 一彦
三和支所長 勝山 修	甲奴支所長 内藤 かすみ
監査事務局長 落合 裕子	

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（5名）

事務局 局長 大鎗 克文	次 長 丸 亀 徹
議事係 長 才 田 申士	政務調査係長 明 賀 克博
政務調査主任 瀧 熊 圭治	

5 会議に付した事件は次のとおりである

日程番号	議案番号	件名
第 1	議案第47号 請願第1号	(総務常任委員長報告2件) 三次市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)(原案可決) 安全保障関連11法案(新安保法制)の廃案を求める意見書の提出について(採択)
第 2	議案第49号 議案第50号	(教育民生常任委員長報告2件) 三次市立図書館設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)(原案可決) 三次市老人集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)(原案可決)
第 3	議案第44号 議案第45号 議案第46号 議案第48号 陳情第3号	(産業建設常任委員長報告5件) 三次市空家等対策の推進に関する条例(案)(原案可決) 三次市三次駅西公衆トイレの設置及び管理に関する条例(案)(原案可決) 三次市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例(案)(原案可決) 三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例(案)(原案可決) 天神広場にフェンスの取付けを求めることについて(採択)
第 4	議案第51号	(予算決算常任委員長報告1件) 平成27年度三次市一般会計補正予算(第1号)(案)(原案可決)
第 5	発議第2号	三次市議会会議規則の一部を改正する規則(案)(原案可決)
第 6	発議第3号	働き過ぎの防止と良質な雇用の確立を求める意見書(案)(原案可決)
第 7	発議第4号	認知症への取組の充実強化に関する意見書(案)(原案可決)
第 8	発議第5号	地方財政の充実・強化を求める意見書(案)(原案可決)
第 9	発議第6号	教育予算の拡充を求める意見書(案)(原案可決)
第10	発議第7号	年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書(案)(原案可決)

第 1 1	発議第 8 号	安全保障関連11法案（新安保法制）の廃案を求める意見書（案） （原案可決）
第 1 2 陳情第 2 号	（閉会中継続審査申出事件 1 件） （総務常任委員会） 三次市親水公園グラウンド・ゴルフ場の整備・管理に関することについて

平成27年6月三次市議会定例会議事日程（第5号）

（平成27年7月1日）

日程番号	議案番号	件名
第 1	議 47	（総務常任委員長報告2件） 三次市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）……………269
	請 1	安全保障関連11法案（新安保法制）の廃案を求める意見書の 提出について……………269
第 2	議 49	（教育民生常任委員長報告2件） 三次市立図書館設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）……………280
	議 50	三次市老人集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例 （案）……………280
第 3	議 44	（産業建設常任委員長報告5件） 三次市空家等対策の推進に関する条例（案）……………281
	議 45	三次市三次駅西公衆トイレの設置及び管理に関する条例 （案）……………281
	議 46	三次市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例（案）……………281
	議 48	三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）……………281
	陳 3	天神広場にフェンスの取付けを求めることについて……………281
第 4	議 51	（予算決算常任委員長報告1件） 平成27年度三次市一般会計補正予算（第1号）（案）……………283
第 5	発 2	三次市議会会議規則の一部を改正する規則（案）……………284
第 6	発 3	働き過ぎの防止と良質な雇用の確立を求める意見書（案）……………285
第 7	発 4	認知症への取組の充実強化に関する意見書（案）……………289
第 8	発 5	地方財政の充実・強化を求める意見書（案）……………291
第 9	発 6	教育予算の拡充を求める意見書（案）……………293
第10	発 7	年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運 用に関する意見書（案）……………295
第11	発 8	安全保障関連11法案（新安保法制）の廃案を求める意見書 （案）……………297

第 1 2	(閉会中継続審査申出事件 1 件)
	陳 2	(総務常任委員会) 三次市親水公園グラウンド・ゴルフ場の整備・管理に関する ことについて.....299


~~~~~ ○ ~~~~~

——開議 午前10時 0分——

○議長（沖原賢治君） 皆さんおはようございます。

傍聴者の皆様及び視聴者の皆様には、お越しまは御視聴いただきましてまことにありがとうございます。

本日は6月定例会最終日であります。

各委員会審査の報告と採決を行いますので、よろしくお願いをいたします。

ただいまの出席議員数は26人です。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名者として、澤井議員及び鈴木議員を指名をいたします。

この際御報告いたします。

6月19日に設置しました地方創生調査特別委員会の正副委員長の互選の結果について報告を受けておりますので、御報告をいたします。

委員長に亀井議員、副委員長に久保井議員が選出をされております。

続いて、本日、市長から地方自治法第243条の3第2項の規定により、市が出資金の2分の1以上を出資している法人の経営状況説明書を受理いたしております。受理しました法人は次のとおりであります。株式会社広島三次ワイナリー、株式会社君田トエンティワン、株式会社布野特産センター、株式会社三次ケーブルビジョン。以上の説明書については配付のとおりであります。

以上で報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 総務常任委員長報告2件

議案第47号 三次市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

請願第1号 安全保障関連11法案（新安保法制）の廃案を求める意見書の提出
について

○議長（沖原賢治君） 日程第1、議案第47号三次市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）及び請願第1号安全保障関連11法案（新安保法制）の廃案を求める意見書の提出についてを一括議題といたします。

議案1件及び請願1件について総務常任委員長の報告を求めます。

（総務常任委員長 亀井源吉君、挙手して発言を求め）

○議長（沖原賢治君） 亀井総務常任委員長。

〔総務常任委員長 亀井源吉君 登壇〕

○総務常任委員長（亀井源吉君） 皆さんおはようございます。

今期定例会において、総務常任委員会に審査付託となりました議案1件及び請願1件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る6月25日に委員会を開催し、担当部長等の出席を求め、請願については、

提出者から趣旨説明を受けるなど慎重に審査いたしました。

議案第47号三次市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）については、全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

次に、請願第1号安全保障関連11法案（新安保法制）の廃案を求める意見書の提出については、賛否が分かれ、賛成の意見として、1つ、国民の多くは、安全保障関連法案に危機感を持っており、市民の命を考えたとき、市議会も慎重に対応すべきである。2つ、多くの憲法学者などが違憲と訴えている状況で、法案の成立を進めようとしていることが適正はないなどの意見が述べられましたが、反対の意見として、1つ、外交に備えてすき間のない法整備が必要である。2つ、独立国家として国家を守る状況をつくるべきであるなどの意見が述べられ、審査の結果、賛成少数をもって不採択と決しました。

その他、委員会審査において各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長（沖原賢治君） ただいまの委員長報告に対する質疑を願います。

（10番 山村恵美子君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 山村議員。

○10番（山村恵美子君） おはようございます。

請願第1号安全保障関連11法案の廃案を求める意見書の提出についてお伺いいたしますけれども、委員会におかれましては長時間の審議ということになったそうでございますけれども、ここに賛成、反対それぞれ2項目にわたってまとめ上げて、今、御発言いただきましたけれども、提出者からの趣旨説明におきまして、より具体的な意見が出されたかと思っておりますけれども、そちらのほうを今、もう一度お伺いしたいとの、またその意見に対しての議論がどのようになされたかということもお伺いしたいと思います。

（総務常任委員長 亀井源吉君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 亀井総務常任委員長。

〔総務常任委員長 亀井源吉君 登壇〕

○総務常任委員長（亀井源吉君） 趣旨説明では、日本が実質戦争する国になってほしくないということで提案をされております。自衛隊員が殺されない、殺すこともない、世界に平和国家として日本が誇れる事実、市議会の良心として、子孫が銃を向けられない世界をつくらなければならないといったような趣旨説明が行われてきております。

それで、そのことに対して議員からの質疑ですが、日本の船が狙われたり日本が攻撃されることは想定していないのかといったこと。それから、提案者の回答をすれば、日本のパスポートを持って安全なのは、平和憲法を持って戦争しないことが大きい。急に攻めてもこないといったこと。それから、今の日本政府が個別的自衛権で解決できるものを集団に結びつけようとしている。歴代内閣や多くの法律家が違憲であると言っているのに、なぜ進めているのか不明確であるといったことに対しては、アメリカの議会で夏までに通すといった安倍首相が言ったことが意味が深いと。アメリカへの支援要請を拒んできたことがプレッシャーになっていると。

自分のことは自分で決めるということが弱まってきているといったような回答がありました。

(10番 山村恵美子君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 山村議員。

○10番(山村恵美子君) 大きく法案に関しまして、今、お答えいただいたわけなんですけれども、その中で特に趣旨説明、提出者であります三次市女性会連合会のほうからの意見もございましたと思います。その中で、より具体的なことに関しまして、命にかかわること、そういうところでの意見もあったと思いますけれども、そのあたりについての討議ということはございませんでしたでしょうか。

(総務常任委員長 亀井源吉君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 亀井総務常任委員長。

[総務常任委員長 亀井源吉君 登壇]

○総務常任委員長(亀井源吉君) 討議の中では、意見は、暴走しないように制約しているので、市民の声を国へ届けなければならないとか、三次市民の命を考えたとき採択しない理由がないとかいうような、命に関する質疑も当然ありました。

○議長(沖原賢治君) ほかに。

(22番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 竹原議員。

○22番(竹原孝剛君) 私も、安全保障関連11法案の廃案を求める意見書の提出について質疑をしたいと思いますが、6点にわたってお尋ねしたいと思いますが。

まず、第1点は、この安保法制案がと言いながら他国で戦争ができることになる。日本国憲法の基本である平和主義に違反するものだと思っておりますが、国際紛争において武力の行使はしないということが憲法でうたわれておりますが、その憲法9条に反することになると思いますが、そのことについて議論はどういうふうになされたのか、まずお尋ねをしたいと思いません。平和主義と武力行使について議論があったのかお尋ねをしたいと思いません。

それから、意見書にもありますが、多くの国民や市民、憲法学者、他の県議会、市町村議会においても、この法制案について慎重に議論すべきだ、廃案すべきだという意見が多くあり、意思表示で56%から72%の人が反対だというふうに言われておりますが、これについてどういう議論がなされて、どういう判断がなされたのかお尋ねをしたいと思いません。

3点目に、この法制案に対して自民党の議員から言論統制の発言がされておりますが、国民の言論の自由について議論があったのかなかったのかお尋ねをしたいと思いません。

それから、総務委員長報告の中にあります反対意見として、外交に備えてすき間のない法整備が必要であるということですが、中身についてわかりませんのでお尋ねをしますが、どういう議論がされてこういう反対意見があったのか。日本は、平和外交をもととしておるわけで、外交に備えて戦争法案の整備が必要なのかどうかよくわからないので、このところがどういう議論がなされてこういう意見がここに書かれているのかお尋ねをしたいと思いません。

それから6番目、独立国家として国家を守る状況をつくるべきであるということが書いてあ

りますが、自衛隊もあり、個別自衛権、自国防衛は国際的にも認められているという状況でありますから、あえて独立国家として国家を守るべき状況をつくるべきであるという意味がよくわかりませんが、どういう議論がされてこういうことになったのかお尋ねをしたいと思います。

それから、この総務委員長報告であります。審査の結果、賛成少数をもって不採択と決しましたとなっておりますが、総務委員会では可否同数というふうになり、委員長の判断によって否決と聞いておりますが、どのような判断で委員長は否決にされたのかお尋ねをしたいと思います。

以上であります。

(総務常任委員長 亀井源吉君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 亀井総務常任委員長。

[総務常任委員長 亀井源吉君 登壇]

○総務常任委員長(亀井源吉君) まず、1点目の他国で戦争ができるものとなるということですが、憲法9条についての議論はということですが、憲法9条についての議論としましては、多分これが当たるんだと思いますが、平和は守らなければならないといった議論はありましたが、憲法9条そのもので特に大きな意見はありませんでした。

それから、多くの国民、憲法学者が反対している中、どういう議論があつて判断をされたかということですが、国防に関することは国民が選んだ政府で決めるべきもので、その国会議員は国民が選んでいるといったような、まず国の役割といったようなものが議論されております。

それから、閣議決定されたものが法整備のために提出されていると。それから、合憲との意見もあるということもあります。それから、国民の声は選挙によって決めるべきものであるというような意見もありました。

それから、自由の発言に対して制約をするようなこともあっているがどうかと、意見はということですが、これに対しての意見としましては、国民の声は大変大切なので、恒久的な法律を考える際にはちゃんと国民の声を聞かなくてはいけないというような声もありましたが、発言を遮るような御意見はありませんでした。

それから、外交についての議論と内容についてですが、外交については外交努力をすべきだという意見と、もう一遍反するところで、外交努力は今しているが、しっかりすべきだという意見と、外交努力だけでは追いつかないといった意見も若干あっております。

それから、独立国家としての状況はという委員長報告に対してのことですが、これは今の国民に関しては政府が決めるべきものであるというような意見が多かったものと思っております。

それから、賛成少数で可否同数となりました。そして委員長判断はということですが、私は、まず日本の国としては、国を守る、そして国民の命を守るというのが国の大きな使命だと思っております。それで国が必要だという、ある程度切迫したような状況においては、やはりその状況をつくるべきだと私は思っておりますので反対をいたしました。

以上です。

(22番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 竹原議員。

○22番(竹原孝剛君) 何点か再質問したいと思いますが。

憲法9条に関する平和主義と武力行使については、議論はなかったということで確認をさせてもらっていいですね。

それから、2番目の多くの国民・市民、憲法学者、県議会、市町村議会、国会議員が決められるということですが、選挙で選ばれた者ということで議論があったそうですが、しかし憲法で保障されている地方自治の本旨から言うと、国に意見をちゃんと申すべきだということになっておりますが、そのことの議論、国の言いなりになる、白紙委任をしたということはないわけでありまして、戦争できることに白紙委任を我々した覚えはないし、そういう意味で多くの皆さんから請願、意見書として出てるわけで、そのことについて議論があったのかなかったのかお尋ねをしたいと思います。

それから、法制案に対しての言論統制の問題であります。これは沖縄の新聞を潰せというようなことが自民党の会議であったようでありますが、それについて議論があったのかなかったのかということで再度お尋ねをしたいと思います。

それから、平和外交でありますから、お尋ねをしたのはすき間のない法整備、平和外交だから戦争をできるようにしといて平和外交というのはないと思うんですね。だから、そこについてどういう意味なのかということをお尋ねをしたいと思います。

それから、独立国家として国を守る状況をつくるべきであるというのは、先ほど言いましたように自衛権があるわけですから、殊さら安保法制案をつくって他国へ出かけて戦争状況をつくり上げるといことは、国家の危機に陥ると思いますが、そのあたりの議論はどうだったのか。

それから、委員長判断であります。国を守る、国民を守るのは当たり前のことから、努力すべきだということですが、その議論と国を守るということと国民を守るということは当たり前なことなんです。それ以前にみんなで決めた憲法9条では、戦争をしない、武力行使をしない、いかなる国際紛争においても武力の行使はしないということ、それから交戦権は認めないということ、戦争することは認めないということが書いてあるわけですが、そこについての整合性、委員長判断の整合性についてお尋ねをしたいと思います。

(総務常任委員長 亀井源吉君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 亀井総務常任委員長。

[総務常任委員長 亀井源吉君 登壇]

○総務常任委員長(亀井源吉君) まず、憲法9条についての議論はなかったのかということでございますが、それに準ずるものとして、平和を守らなくてはならないといったものがこれに当たるものと思っておりますが、それ以上の議論にはなっておりません。

それから、多くの国民、憲法学者が反対している、選挙で選ばれた者、それから自治体といえども国へ意見を述べることができると、白紙委任したつもりはないということですが、沖縄

等に対する発言はありませんでした。沖縄に関する発言というもの。

それから、外交についてのすき間のないことについては、特に大きな発言はありませんでしたが、抑止力が必要であるという判断に立ったものと思います。

それから、独立国家として国家の危機といったことにつきましては、特に大きな議論はありませんでした。

それから、憲法9条についての委員長の判断の中で、憲法についての保障、交戦権とかいうものはどう思うかということですが、憲法9条はしっかり守らなくてはなりません、その中でやはり抑止力というものも今必要になっているものだと私は思っておりますので、そういう判断をいたしました。

○議長（沖原賢治君） ほかにありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、原案に対する反対討論、賛成討論を交互にお願いをいたします。

まず、原案に対する反対の討論を許します。

（23番 久保井昭則君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 久保井議員。

○23番（久保井昭則君） 請願第1号安全保障関連11法案の廃案を求める意見書の提出について、私は反対の立場で述べさせていただきます。

なぜ、今、安法制の整備をする必要があるのか。それは安全保障環境が厳しさを増す中で、国民を守るすき間のない体制を構築するとともに、国際社会の平和にも貢献するためでございます。今、日本に対してどのような脅威があるかよくお考えいただきたい。現在、核兵器や弾道ミサイルなどの大量破壊兵器の脅威があり、しかもそれが拡散をしております。また、軍事技術も著しく高度化し、我が国の近隣でも弾道ミサイルの発射実験を繰り返し、核開発疑惑を否定できない国があります。こうした中で、国と国民を守ることは政治の最も大事な仕事であり、どのような状況にあっても対応できる、すき間のない安全保障体制を構築するとともに、抑止力を強化する必要があります。

一方で、国際社会の平和と安全に対する貢献も重要であります。憲法第9条のもとでは、これまでどおり専ら他国防衛のための集団的自衛権の行使は一切認められていません。政府の憲法第9条解釈は、長年にわたり国会との議論の中で形成されております。その中で一番の根底となっているのが、1972年、昭和47年の政府見解であります。すなわち、自衛の措置はあくまで外国の武力攻撃によって、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るためのやむを得ない措置として初めて容認されるものであり、そのための必要最低限度の武力行使は許されるという考え方でございます。

この考え方に立って、日本を取り巻く安保環境が厳しさを増す中で、国民を守るために自衛

の措置はどこまで認められるのか、その限界はどこにあるかを突きとめて議論した結果が昨年7月の閣議決定でございます。この閣議決定では、憲法9条の下では許される「自衛の措置」発動の新3要件が定められ、法案に全て明記されております。この新3要件の意義は、大変大きく重要でございます。それは日本の自衛の措置の限界を明確にしたことでございます。新3要件では、日本の武力攻撃が発生した場合、日本と密接な関係のある他国に攻撃が発生した場合でも、これによって日本の存立が脅かされ、国民の権利が根底から覆される明白な危険がある場合によって自衛の措置をとることができると思っております。

明白な危険とは、国民に日本が武力攻撃を受けた場合と同様な深刻、重要な被害が及ぶことが明らかな状態でございます。しかも自衛権の発動に当たっては、国の存立を全うし、国民を守るためにほかに適当な手段がないのみに許され、あくまで専守防衛、自国防衛に限って許されるという厳しい条件がついております。したがって、海外での武力行使を禁じた憲法第9条の解釈の根底は変わっておりません。また、国連憲章第51号にあるような専ら他国攻撃を目的とした集団的自衛権の行使は認めておりません。さらに、隊員の安全確保のために、国会承認の前提となる基本計画の段階で安全性が確保されているなどもチェックできるようにしております。そして派遣の3原則として、国際法上の正当性の確保、国民の理解と国会関与などの民主的な統制、自衛隊員の安全確保を明確にしたところでございます。このことから、日本を海外で戦争できる国にする、戦争法案だという批判は全く根拠のない言いがかりでございます。

1992年成立の国連平和維持活動、PKOのときも、戦争に巻き込まれるなど、実態には基づかない一方的な批判が起りましたが、こうした批判のための批判は長続きせず、現在、PKOは多くの国民の方の支持を受けております。

また、世界のどこへでも自衛隊を派遣し、米軍を支援するなどの批判は、支援の目的、趣旨や厳格に定められた要件、手続などを全く無視した極めて短絡的な主張でございます。米軍等に対する支援は、重要影響事態法によるものと一般法として制定する国際平和支援法による2種類があるわけでございます。重要影響事態法は、日本の防衛のため活動している米軍等への支援であり、あくまで日本の平和と安全のため。一方、国際平和支援法は、国際の平和と安全のため活動をしている外国軍隊への支援でございます。アメリカのための支援ではなく、国連決議によって国際法上の正当性が確保されたものに限られます。日本が主体的に行う国際貢献としての支援でございます。しかも、両方とも自衛隊が実施するのは後方支援に限られ、武力行使は許されません。また、自衛隊の派遣には国会の承認が不可欠でございます。米軍のためどこまでも一緒に行くという批判は全く当てはまりません。

先日の憲法調査会で3人の憲法学者が、いずれも今回の安保法制を違憲とする意見を述べました。学者の意見については、当然謙虚に参考にしなければならないと思いますが、しかし憲法13条で最大の尊重を要する国民の生存権とその責任を負ってるのは政府であり国会でありますから、それが憲法に基づいて、自衛隊のあり方、自衛権のあり方、国際貢献のあり方を決めていかなければならないわけでございます。決して国民に不安や恐怖をあおるのではなく、世界中の中における日本の置かれた立場、状況を冷静に見きわめて判断することが、今、最も大

事なことではないかと思えます。

よって廃案を求めるのではなく、国会において与野党ともしっかりと審議し、条文の一つ一つを検討し、国民を守るための専守防衛のための体制を整備していただくよう強く望みます。

以上です。

○議長（沖原賢治君） 次に、賛成の討論を許します。

（19番 保実 治君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 保実議員。

○19番（保実 治君） 皆さんおはようございます。清友会の保実でございます。

先ほど、委員長報告に対する質疑の中でも少し触れられておりましたが、一部議員の声として、権限外である外交問題に関することは地方議会で議論するべきではないという議員もおられますが、私、議員必携の権限外事項と意見書の取り扱いの項目を読みました。請願等の内容が広く社会一般の福祉と利益に関連があり、かつ住民の関心が高いものについては、国政事務であろうと団体事務であろうと、公益に関する事件として認められる限り、その請願を採択し、その趣旨の実現を図るため意見書を決議して関係省庁等に提出することができると思います。よって私は、請願第1号安全保障関連11法案の廃案を求める意見書の提出を求める請願に対し、賛成の立場で討論に参加をさせていただきます。

6月26日から28日に行われました日経新聞の世論調査によりますと、集団的自衛権の行使に賛成は26%、反対が56%となっております。安保関連法案が違憲だとする回答は56%で、違憲ではないとする22%を大きく上回っております。

終戦から70年、家族から軍隊や空襲の話聞く機会も減り、わかりやすく、勇ましく、泣ける美談が幅をきかせていますが、心地よい言葉だけに浸れば先行きは危うくなります。安保法案の主軸である集団的自衛権の行使は、憲法に違反をしております。1972年の政府見解は、憲法9条でも例外的に自衛のための武力行使が許される場合があるとしていますが、これはあくまでも個別的自衛権についての話であります。見解は、外国の武力攻撃による急迫不正の事態に対処するために、必要最小限度の処置なら個別的自衛権が認められる場合があるとしたのであります。その範囲を超える集団的自衛権の行使は、憲法上許されないと結論づけております。安全保障環境が厳しいなら専守防衛に徹するべきであります。

安倍首相は、政治家は常に必要な自衛の措置とは何かを考え抜く責任があると発言されたことは、そのとおりであります。憲法の枠組みを無視し、もしくは確立した憲法解釈を勝手に変えて思うままに安保政策を組み立てるといふのなら、国家権力を憲法で縛る立憲主義は形骸化してしまいます。国民・市民に一番近い我々地方議員は、政党・会派を超えて市民の目線に立って判断するべきであると思えます。

70年前のきょう、呉市では、7月1日の夜から翌日未明にかけて市街地が爆撃され、防空ごうに逃げ込んだ人たちが焼夷弾による火災の煙が流れ込んで、550人が蒸し焼きにされたということが伝えられております。それが本日、きょうであります。戦争は嫌だと言う大多数の市民の声を私たちは無視することは許されるものではありません。

以上、請願第1号に対する賛成討論とさせていただきます。

終わります。

○議長（沖原賢治君） ほかに討論ありますか。賛成討論。

（12番 平岡 誠君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 平岡議員。

○12番（平岡 誠君） 皆さんおはようございます。

私は、市民クラブの平岡でございますが、請願第1号の安全保障関連11法案の廃案を求める意見書の提出についての賛成の討論をさせていただきます。

ことは、日本の敗戦70年の節目の年であり、また被爆70周年の年でもあります。今、日本政府、安倍政権は日本の進路を大きく誤った方向へ舵を取ろうとしております。昨年7月1日、憲法改正を標榜しつつも、ままならない状況から、憲法違反は明白にもかかわらず、白を黒だと言い含めて集団的自衛権の行使ができると、これまでの政府見解を180度転換して憲法解釈の変更の閣議決定を行い、今国会に安全保障関連一括法案と国際支援法案を提出してきました。これまでの戦争しない国から、どこにでも行って戦争をする国になることを世界に表明するものであります。まさに戦後が終わり、戦前がこれから始まろうとするものであります。

しかし、この戦争法案を無理やり決めたとしても、安倍総理を初め、彼らが戦場に行って勇ましく敵と戦うわけではありません。戦場に立たされるのは私たちの子や孫、そして将来ある若者です。アメリカの言いなりになって、なぜ戦争に駆り立てるようなことを政府はしなければいけないのでしょうか。安倍総理は、口を開けば常に積極的平和主義を唱え、日本は平和貢献しなければならぬとオウムのごとく発言をしています。私は、安倍総理のこの言葉こそ、国民を欺き、戦争へ駆り立てようとする好戦的な人間に思えてなりません。

70年前までの日本侵略戦争の歴史は、常に大本営のみを国民に信じさせ、日本の自衛のため、平和のため、またお国のため、正義のためと称して国民をだまし、駆り立て、戦場に送り出しました。その結果は御承知のとおり、日本人310万人が戦死し、数千万人とも言われる朝鮮半島や中国を初めアジア諸国の人たちを殺し、筆舌に尽くしがたい損害と被害を与えました。そしてついには広島、長崎への原爆投下に至り、日本は加害者でもあり被害者にもなりました。たった70年前のことで歴史の真実を消し去ることはできません。この反省の上に立って、二度と戦争を引き起こさないことを誓ってつくられたのが平和憲法と言われるものであります。

主権は国民にあり、政権の横暴を防ぐために憲法によって権力を縛るものとして、立憲主義に基づいて今日まで歴史を刻み続け、今では憲法前文や憲法第9条、戦争の放棄、戦力の不保持、交戦権の否認は日本の宝であると同時に世界に誇れるものであります。日本は戦争しない国であることを世界からも認められるものとなっております。今、なぜ戦争法案なのでしょう。

現在審議されている安全保障関連法案や集団的自衛権の行使容認に対して批判や反対の声はますます大きくなっております。6月4日、衆議院憲法調査会において、与党推薦の参考人として発言した人を含め、3人全員の憲法学者が憲法違反であると明確に述べております。集団

的自衛権による武力行使は、時の政権の判断次第で必要最小限の自衛の範囲は幾らでも広げられる可能性があり、新3要件は決して歯どめにはならず、こうした憲法解釈の変更を認めれば立憲主義に反すると強く批判をされております。

また、6月15日、憲法調査会が地方公聴会を高知市で行い、一般公募意見陳述者6人中5人が、この法案に反対、批判をしております。そして6月22日、衆議院特別委員会において、これまでの自民党政権時代から憲法解釈の実務者であった2人の元内閣法制局長官も、安全保障関連法案を、国民を危険にさらす憲法違反と厳しく批判しております。さらに、元身内である、元自民党幹部であった亀井静香議員、山崎拓さん、武村正義さん、元民主党の藤井裕久さんは、共同会見で法案反対をされております。このように、これまで憲法学者の95%が違憲であるとし、多くの弁護士、有識者、文化人、市民団体が強い反対の声を上げております。

6月20日、21日の世論調査を見ても、法案に賛成する者は29%、反対する者は53%となっており、法案の説明について丁寧でないのは69%、丁寧は12%にとどまり、国民の理解は進んでいないし、反対の声がいかに多いかは明らかです。今はもっと差がついていると思います。政府の言う後方支援も、兵たん基地であり、武力行使となり、おびたしい犠牲者が出るのは間違いありません。次なるものは、徴兵制の復活が現実のものとなってきます。多様な意見を踏まえ丁寧な論議を重ねなければ、国民の理解も広がるはずありません。

こうした状況の中で、政府は通常国会の会期を戦後最長となる9月27日まで95日間延長することを決めました。これによって法案が衆議院通過後、60日ルールを使つての再議決を狙った強行成立も視野に入れたものとなっております。

そしてあろうことか、何を焦つてか、法案審議の最中、6月25日、安倍首相に近い自民党若手議員らでつくる勉強会、文化芸術懇談会が開かれました。講師として招かれたのは、作家百田尚樹氏であります。彼は、安倍総理のブレーンの1人でもあります。

勉強会の中で彼は、沖縄の2つの新聞社、沖縄タイムス、琉球新報は潰さなあかんとか、普天間基地の周りが商売になるということで住みだしたとか、あげくの果てツイッターでは、私が本当に潰れてほしいと思っているのは朝日新聞と毎日新聞、東京新聞ですとまで平気で言っているのです。沖縄の歴史も無視し、沖縄の人の心を踏みにじるような発言で、到底許せるものではありません。

さらに、この勉強会に出席した議員からも、百田氏に同調するように、マスコミを懲らしめるのには広告料収入をなくするのが一番。文化人、民間人が経団連に働きかけてほしい。スポンサーにならないことが一番マスコミにこたえる。沖縄のゆがんだ世論を立て直す必要があるなど偏見に満ちた発言が出され、まさに言論の弾圧、表現の自由の圧殺を容認するととれる、政治家として恥ずかしくないのかと言いたいぐらい、多く思われていると思います。幾ら処分をしたとして、トカゲの尻尾切りをしたとしても許されるものではありません。

つけ加えて言うと、自民党の中でもう一方の勉強会が計画をされておりました。講師は、解釈変更批判的な漫画家小林よしのり氏でありましたが、こちらは中止をさせられております。

再び日本が海外に出かけてアメリカ軍とともに戦争することのできる本法案は絶対に反対で

あります。憲法9条は宝です。憲法違反の戦争法案は無効です。軍都広島、軍港呉から朝鮮、中国、アジアへ侵略し、多くの被害を与えた加害国として、また長崎とともに世界で初めて原爆の洗礼を受けた県民として、戦争をしてはならないことをいま一度心に誓い、再び夫を、子供を、恋人を戦場に送らない決意を込めて請願の趣旨に賛成の討論といたします。議員の皆様も、みずからの良心に従って間違いのないよう対応していただきますようお願いをして、賛成討論といたします。

○議長（沖原賢治君） 反対の討論ありますか。

（2番 須山敏夫君、挙手して発言を求め）

○議長（沖原賢治君） 須山議員。

○2番（須山敏夫君） 日本共産党の須山敏夫でございます。私は、請願第1号が三次市議会の名誉にかけて採択されるべきであるとの立場で賛成討論をいたします。

この請願は、今、国会で審議されている新安全保障法案が昨年7月1日、ちょうど昨年のきょうであります。7月1日に行われた集団的自衛権の行使を容認するという憲法解釈を変更する閣議決定に基づいて、日本を戦争ができる国にするための法案であることから、憲法9条のもとで戦争をしなかった日本が戦争する国になることをこのまま座して見ておくわけにはいかないとの趣旨により提出されたものであります。

昨年7月1日の閣議決定が憲法違反であることは、これまでの国会審議や憲法審査会などで明らかになっており、これに基づく新安保法案も憲法違反の法案であることは言うまでもないことであります。この請願を不採択とすることは、三次市議会も憲法違反を認めることであります。日本の最高法規である憲法第99条は、「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う」と定めております。私たち地方議員も、特別職の公務員であることは御存じのとおりであり、憲法に違反してはならないこと、憲法をかたく守ることは当然の義務であります。また、憲法第96条改正について、「この憲法の改正は、各議院の総議員の3分の2以上の賛成で国会がこれを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行われる投票において、その過半数の賛成を必要とする」と定められております。

先ほどの反対討論で、今度の法案には新3要件がつけられている。これが歯どめになると言われました。しかし、具体的なこの事態に立って、最終的には時の政府が判断することになっております。これも国会審議等で明らかになっております。どのようにもこの判断の解釈のしよによっては変えられる。これは今回の解釈改憲の状況を見ても明らかではないでしょうか。

また、安全保障環境の変容を挙げられます。しかし、どのように変容してきたのかということは、あるいは何を指すのかといったようなことに対しては、まともな説明はありません。ただ単に、集団的自衛権行使ありきのこじつけの理屈であると言わざるを得ません。仮に百歩譲って、集団的自衛権の行使が必要との立場に立つとするならば、憲法の定める改正の手続によって行わなければなりません。

私たち三次市議会は、昨年12月定例会において、三次市女性連合会から出された集団的自衛

権行使容認の閣議決定の撤回を求める意見書の提出を求める請願を不採択とする過ちを犯しましたが、今回さらに同じ過ちを重ねてはならないと考えます。将来に禍根を残さないためにも、また三次市議会の歴史に汚点を残さないよう、歴史に恥じない賢明な判断をもって本請願を採択していただくよう強く求めて賛成討論といたします。

○議長（沖原賢治君） ほかに討論ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） これをもって討論を終わります。

これより議案第47号及び請願第1号を採決をいたします。

初めに、反対討論のありました請願第1号を採決いたします。

請願第1号は、反対討論がありましたので、起立により採決をいたします。

請願第1号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖原賢治君） ありがとうございます。

起立多数であります。

よって請願第1号安全保障関連11法案（新安保法制）の廃案を求める意見書の提出については採択することに決しました。

次に、議案第47号を採決いたします。

議案第47号は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認めます。

よって議案第47号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 教育民生常任委員長報告2件

議案第49号 三次市立図書館設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

議案第50号 三次市老人集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

○議長（沖原賢治君） 日程第2、議案第49号三次市立図書館設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）外1議案を一括議題といたします。

議案2件について教育民生常任委員長の報告を求めます。

（教育民生常任委員長 新家良和君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 新家教育民生常任委員長。

〔教育民生常任委員長 新家良和君 登壇〕

○教育民生常任委員長（新家良和君） 皆さんおはようございます。

教育民生常任委員長報告を行います。

今期定例会において、教育民生常任委員会に審査付託となりました議案2件について、その審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会では、去る6月25日に委員会を開催し、担当部長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第49号三次市立図書館設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）外議案1件については、審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において、各委員から述べられた指摘及び意見について、その主なものを申し上げます。

議案第49号三次市立図書館設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）で、新たに設定される図書館資料の複写手数料について、今後の使用状況を詳細に把握した上で、児童・生徒が学習目的で使用する場合には減免等の措置が講じられるよう検討されたい。

以上、申し述べました事項のほか、委員会審査において各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長（沖原賢治君） ただいまの委員長報告に対する質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 討論なしと認めます。

これより議案第49号外1議案を採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認めます。

よって議案第49号外1議案は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 産業建設常任委員長報告5件

議案第44号 三次市空家等対策の推進に関する条例（案）

議案第45号 三次市三次駅西公衆トイレの設置及び管理に関する条例（案）

議案第46号 三次市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例（案）

議案第48号 三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）

陳情第3号 天神広場にフェンスの取付けを求めることについて

○議長（沖原賢治君） 日程第3、議案第44号三次市空家等対策の推進に関する条例（案）外3議案及び陳情第3号天神広場にフェンスの取付けを求めることについてを議題といたします。

議案4件及び陳情1件について産業建設常任委員長の報告を求めます。

（産業建設常任委員長 助木達夫君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 助木産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長 助木達夫君 登壇〕

○産業建設常任委員長（助木達夫君） 皆さんおはようございます。

産業建設常任委員長報告を行います。

今期定例会において、産業建設常任委員会に審査付託となりました議案4件及び陳情1件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る6月25日に委員会を開催し、担当部長等の出席を求め慎重に審査いたしました。また、陳情については、提出者から趣旨説明を受けるなど、慎重に審査をいたしました。

議案第44号三次市空家等対策の推進に関する条例（案）外議案3件については、審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において、各委員から述べられた指摘及び意見について、その主なものを申し上げます。

議案第44号について、空家等対策計画の作成及びその実施に当たっては、空き家の状況や所有者などの事情はさまざまであり、公平公正な運用がなされるよう慎重な調査の上、取り組まれない。

議案第45号三次市三次駅西公衆トイレの設置及び管理に関する条例（案）について、障害者や高齢者などの社会的弱者が公衆トイレを快適に安全に利用できるよう、施設等のバリアフリー化を積極的に進めたい。

次に、陳情第3号天神広場にフェンスの取付けを求めることについては、願意妥当であるとして、全員一致で採択すべきものと決しました。

この陳情の採択に当たり、委員会として次の意見を添えます。

1、広場でボール遊びをする子どもが交通事故などの危険と隣り合わせである状況については、事故が発生する前に改善が必要である。

2、市街地では、子どもの遊び場が少ない現実があり、ボール遊び禁止などの安易な規制は望ましくない。

3、フェンス設置などの改善措置によって、現在広場を利用している親子連れ、高齢者などの利用に不都合が生じないよう、また近隣住民からの苦情などが発生しないよう、陳情者の改善案を尊重しながらも、市の専門的知識を最大限活用し、対応されたい。

4、広場は多くの人たちが憩い、遊ぶ、公共的なスペースであり、子どもたちが譲り合い、節度を持って利用するという意識を育むことも必要である。

以上、述べました事項のほか、委員会審査において各委員から述べられた指摘及び意見についても、十分反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長（沖原賢治君） ただいまの委員長報告に対する質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 質疑なしと認めます。

討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) 討論なしと認めます。

これより議案第44号外3議案及び陳情第3号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決及び採択であります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) 御異議なしと認めます。

よって議案第44号外3議案及び陳情第3号は委員長の報告のとおり可決及び採択されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 予算決算常任委員長報告1件

##### 議案第51号 平成27年度三次市一般会計補正予算(第1号)(案)

○議長(沖原賢治君) 日程第4、議案第51号を議題といたします。

議案第51号について予算決算常任委員長の報告を求めます。

(予算決算常任委員長 小田伸次君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 小田予算決算常任委員長。

[予算決算常任委員長 小田伸次君 登壇]

○予算決算常任委員長(小田伸次君) 皆さんおはようございます。

予算決算常任委員長報告を行います。

今期定例会において、予算決算常任委員会に審査付託となりました議案1件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る6月29日に委員会を開催し、担当部長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第51号平成27年度三次市一般会計補正予算(第1号)(案)については、全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において、各委員から述べられた指摘及び意見について、その主なものを申し上げます。

1つ、地域情報化推進経費のシステム整備・改修業務委託料及びその他公有財産購入費については、株式会社三次ケーブルビジョンが行う放送・通信の停止を避ける緊急処置として更新される機器費用である。設備更新計画でも示されたように、再投資に当たる施設・機器の更新費用は今後も多額な費用が必要なことは明らかであるが、今のCATV事業は、難視聴地域の解消や生活関連情報の提供、さらには災害・防災情報など市民生活に密着しており、今後もより一層、役割は大きくなるものとする。

よって三次市と株式会社三次ケーブルビジョンは、向かうべき方向性を共有し、今後、双方の役割と分担を明確にすることによる個々の事業展開を確認するとともに、情報公開を軸に

永続的な事業経営の安定化につながる計画を早期に作成されたい。

2つ、三良坂保育所の改修・移転に係る保育所整備工事については、より早い開所を願う保護者の意に沿ったもので必要であると考えますが、市内には建てかえ等が必要な保育所もあり、今後の市の保育行政の全体像を早急に示されたい。

3、文化振興経費の市民ホール開館記念事業補助金については、市補助金の執行に際し、特に民間団体等と構成する実行委員会により実施するイベントは、内容や必要経費等を慎重に協議した上で事業実施されたい。

以上、述べました事項のほか、委員会審査において各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後、施策に十分反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長（沖原賢治君） ただいまの委員長報告に対する質疑は、予算決算常任委員会において既に行われておりますので省略をいたします。

討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 討論なしと認めます。

これより議案第51号を採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

議案第51号は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認めます。

よって議案第51号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 発議第2号 三次市議会会議規則の一部を改正する規則（案）

○議長（沖原賢治君） 日程第5、発議第2号三次市議会会議規則の一部を改正する規則（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（12番 平岡 誠君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 平岡議員。

〔12番 平岡 誠君 登壇〕

○12番（平岡 誠君） ただいま御上程されました発議第2号三次市議会会議規則の一部を改正する規則（案）について、提出者を代表し、提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、大森俊和議員、助木達夫議員、林 千祐議員、伊達英昭議員、久保井昭則議員、保実 治議員、宍戸 稔議員、新家良和議員、澤井信秀議員と、私、平岡 誠でございます。

本案は、近年の男女共同参画の状況に鑑み、三次市議会においても男女共同参画を考慮した議会活動を促進する観点から、女性が活躍できる環境を整備するため、三次市議会会議規則の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、出産に伴う本会議及び委員会への欠席に関する規定を明確にしようとするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願いし、提案理由の説明を終わります。

○議長（沖原賢治君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第2号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思えます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認めます。

よって委員会の付託を省略することに決定しました。

討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 討論なしと認めます。

これより発議第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認めます。

よって発議第2号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 発議第3号 働き過ぎの防止と良質な雇用の確立を求める意見書（案）

○議長（沖原賢治君） 日程第6、発議第3号働き過ぎの防止と良質な雇用の確立を求める意見書（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（12番 平岡 誠君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 平岡議員。

〔12番 平岡 誠君 登壇〕

○12番（平岡 誠君） ただいま御上程となりました発議第3号について、提出者を代表して提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、大森俊和議員、助木達夫議員、林 千祐議員、伊達英昭議員、保実 治議員、宍戸 稔議員、新家良和議員、澤井信秀議員と、私、平岡 誠でございます。

本案は、地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により提出するものでございます。

案文の朗読をもって提案理由の説明にかえさせていただきます。

発議第3号

働き過ぎの防止と良質な雇用の確立を求める意見書（案）

今、働く現場では心身の健康を損なう労働者が続出している。過労死や過労自死（未遂を含む）事案は、労災補償の給付が決定された件数だけでも、毎年200件前後におよぶ。

その背景には、長時間・加重労働、夜勤交替制労働などの生体リズムを無視した働き方・働きかせ方や、不安定雇用、低賃金等の差別的処遇、ハラスメント等が職場に横行している実態がある。

国は、労働者の命と暮らしを守り、企業活力を向上させ、地域経済・社会を持続的に発展させるために、体調不良の労働者を日々生み出すような劣悪な雇用・労働環境を是正し、労働者が生き生きと働くことができる条件整備を行う必要がある。それには、個別企業における労使の自主的対応だけでなく、法規制の強化が不可欠である。

国は、昨年制定された「過労死等防止対策推進法」に続き、今国会では、働き過ぎの防止に向けた労働時間法制の規制強化と、最も雇用が不安定な派遣労働の規制強化を行うべきである。

男女がともに安心して働き、子どもを産み育てられる社会を実現するため、次の事項の早急な実現を求める。

- 1 労働基準法の見直しに当たっては、労働時間規制を適用除外する新しい制度の創設や、裁量労働制の対象拡大は行わず、時間外労働の上限規制や勤務時間インターバル規制、夜勤交替制労働に関する実効ある規制など、働き過ぎ防止に資する法改正を行うこと。
- 2 労働者派遣法の見直しに当たっては、派遣労働による直接雇用の代替を促進する可能性のある規制緩和は行わず、「臨時的・一時的な業務への限定」や「均等待遇の確立」などの原則を盛り込む法改正を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年（2015年）7月1日

三 次 市 議 会

以上であります。全員の御賛同をいただきますようお願いし、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（沖原賢治君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論は、反対討論、賛成討論交互にお願いをいたします。

まず、反対の討論を許します。



(15番 岡田美津子君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 岡田議員。

○15番(岡田美津子君) 私は、発議第3号働き過ぎの防止と良質な雇用の確立を求める意見書(案)に反対の立場から討論いたします。

まず、この意見書を読みますと、このたびの労働基準法、労働者派遣法の改正案には反対との内容となっておりますが、このたびの見直し、改正は、まさに働き過ぎの防止と良質な雇用の確立のための改正です。

まず、意見書の中にある1番の労働基準法の改正案についてですが、この改正の目的はワーク・ライフ・バランス、仕事と生活の調和の観点から働き過ぎを是正するとともに、多様なニーズに応じた柔軟な働き方の選択肢をふやすことが狙いです。また、労働者の健康確保なども盛り込んでおります。

働き過ぎの具体策としては、調査によりますと、年次有給休暇の取得率は2013年で48.8%にとどまっております。このため、年次有休10日以上労働者については、年5日の取得を企業の義務とし、企業が労働者の希望を踏まえて休暇を指定するなど確実に休めるようにします。また、月60時間を超える時間外労働に対する割り増し賃金率について、中小企業は25%に据え置いてきた猶予措置を廃止し、2019年4月からは大企業と同じ50%に引き上げます。

また、1カ月の枠内の総労働時間を決めた上で、出退勤の時間を労働者が自由に選べるフレックスタイム制も見直され、労働時間を調整できる期間を3カ月まで延ばします。これにより、子どもが夏休みの8月は就業を早めて、その分の仕事を前後の月に回すといった仕事と育児、介護の両立が進むことが期待されます。

また、高度プロフェッショナル制度の創設は、高度専門職の人が意欲や能力を存分に発揮できる環境づくりを目指すものです。対象者は今後具体化されますが、法案には高度の専門的知識を必要とする労働時間と成果との関連性が高くないなどの考えを明記し、年収の要件も平均給与額の3倍相当程度上回る水準と明記され、厚生労働省令で1,075万円に定める予定です。法改正しない限り対象の大幅な拡大はできません。また、この制度の適用には本人の同意も必要です。

健康面においても、企業が対象者に終業から次の始業まで一定時間をあけるなどの健康確保の措置を講じることが法案に盛り込まれました。仕事の進め方や時間配分を労働者に委ねた上で一定時間働いたとみなした額の賃金を払う裁量労働制では、法人を相手に全社的に重要な位置づけの商品やサービスを取り扱う業務などに対象を限り、個人が相手の業務や得意先を定期的に訪問するルートセールスなどの単純な業務は認めておりません。

次に、2番目の労働者派遣法の改正案についてですが、今回の改正のポイントは、これまでも派遣労働者の保護と雇用の安定のために改正を行ってきましたが、今回の改正も立場の弱い派遣労働者を守るためのものです。

その内容は、これまで業務ごとに派遣労働者が働ける期間が異なっていましたが、どの業務が期間制限の対象となるかわかりにくいとの声が、派遣元、派遣先企業だけでなく派遣労働者

からも上がっておりました。改正案では、これまで期間制限のなかったソフトウェアの開発などの専門26業務の区分を廃止し、全ての業務に一律の期限を設け、わかりやすい制度へ変更いたします。また、正社員を望む派遣労働者が正規雇用に進めるよう、さまざまな支援策を施します。さらに、派遣労働者の待遇の改善を行います。こうした制度が行き渡るよう、届け出制と許可制に分かれている派遣事業全て許可制にし、派遣業界の健全化を図ります。

この派遣労働者個人に期間制限を設定した理由は、不安定な有期雇用の派遣労働のまま同じ職場に同じ仕事で固定化されることを防ぐためです。派遣先ごとの期間制限は、派遣労働者に仕事を任せ続けることで、正社員との置きかえが進むのを防ぐためです。また、現場をよく知る労使の話し合いにより、派遣先が派遣受け入れを延長することもできるようにして、より実態に即した判断を可能といたしました。過半数労働組合などが延長に反対した場合には、派遣先に今後の対応などを説明する義務も求めています。

こうした対応を促すため、法の運用に当たっては、派遣就業が臨時的、一時的なものであることを原則として考慮すると法案に明文化させました。3年の期限が来れば、また不安定な雇用状況に戻ってしまわないよう、改正案では派遣労働者の正社員化を含むキャリアアップ、雇用継続のために派遣元に対して派遣先への直接雇用の依頼、新たな派遣先の提供、派遣先での無期雇用、その他安定した雇用継続のために必要な措置をとるとの責務を課しています。

さらに、派遣労働者に対する計画的な教育訓練や希望者へのキャリアコンサルティングも派遣先に義務づけております。こうした義務規定に違反した業者については、許可の取り消しを含め厳しく指導していくとしています。

また、派遣元には、派遣労働者の賃金などについて、派遣先の労働者との間でバランスのとれた待遇を確保するために考慮した内容を説明する義務を新設いたします。業務に関連した教育訓練の実施や休憩室など、福利厚生施設の利用について、派遣労働者への具体的な配慮も義務づけております。

また、法案成立後の対応としては、施行3年後の見直しに加え、能力の有効発揮、雇用の安定などに資する雇用の慣行が損なわれるおそれがある場合は速やかに検討を行う。均等・均衡待遇の確保を検討するための調査研究など、必要な措置を講じるとの見直し、検討規定を設けております。

以上のように、このたびの改正案は、働き過ぎの抑制、仕事と育児、介護の両立への柔軟な働き方も推進し、派遣労働者の雇用の安定を目指し、正社員化への道を開き、派遣雇用の固定化も防ぐ体制となっております。よってこの改正案に反対する趣旨の意見書には反対といたします。

以上をもって反対討論といたします。

○議長（沖原賢治君） 次に、賛成の討論を許します。

（22番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 竹原議員。

○22番（竹原孝剛君） 働き過ぎの防止と良質な雇用の確立を求める意見書（案）に対して賛成の

討論を行いたいと思います。

まず、6月25日の新聞によりますと、厚生労働省が発表しました、過重労働が要因で労災認定が最多になった。旧来200件ぐらいだったこの労災の状況が、前年度からはるかにふえて497件ということに、200件前後から500件に膨れ上がっているという状況であります。その中身については、過重労働が要因での心臓疾患を原因とするもの、中には死亡という状況も49件というふうに認定をされております。さらに、厚生労働省の発表によると、月80時間以上の労働の状況が201件、月に160時間以上というのも20件というふうに、非常に過重労働が今あるという状況が、この2014年の報告で出ているところであります。

先ほどありました派遣労働、それから労働法の改正であります、労働者が無制限に働ける環境づくりというのは厳に慎まなくてはなりません。昨年の状況を見てもわかるように、はるかに過重労働が進んでいるという状況でありますので、さらにその中で無制限に労働者を働かせるような法ができるということは厳に慎まなくてはなりませんし、法規制の強化は逆に不可欠であります。

さらに派遣というのは、あくまでも臨時的、維持的なものだって恒常化することが労働者の労働権を侵害するということになります。働くことによって労働者が不利益になるという状況を、大企業だけがもうけると、労働者は使い捨てという状況を生んではならないわけでありませう。よって、ここにも書いてありますように、均等待遇というのは、働くことによつての均等待遇の確立というのは早急に行う状況にならなくてはなりません。よって安心して、安全に働ける、働き続けられる、定年まで働き続けられる労働環境の整備は急務であり、この日本社会のあるべき姿であります。よって働き過ぎ防止、良質な雇用の確立はさらに進むべきことだというふうに思っております。

以上、賛成の意見といたします。

○議長（沖原賢治君） ほかに討論ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） これをもって討論を終わります。

これより発議第3号を採決をいたします。

発議第3号は、反対討論がありましたので、起立により採決をいたします。

発議第3号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖原賢治君） 起立多数であります。

よって発議第3号働き過ぎの防止と良質な雇用の確立を求める意見書（案）は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 発議第4号 認知症への取組の充実強化に関する意見書（案）

○議長（沖原賢治君） 日程第7、発議第4号認知症への取組の充実強化に関する意見書（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(6番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 鈴木議員。

[6番 鈴木深由希君 登壇]

○6番(鈴木深由希君) ただいま御上程となりました発議第4号について、提出者を代表して提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、平岡 誠議員、國岡富郎議員、小田伸次議員、須山敏夫議員、吉岡広小路議員、新家良和議員、山村恵美子議員と、私、鈴木深由希でございます。

本案は、地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により提出するものでございます。

案文の朗読をもって提案理由の説明にかえさせていただきます。

発議第4号

認知症への取組の充実強化に関する意見書(案)

今日、認知症は世界規模で取り組むべき課題であり、本年開催されたWHO認知症閣僚級会議では、各国が認知症対策への政策的優先度をより高位に位置付けるべきとの考えが確認された。

世界最速で高齢化が進む我が国では、団塊の世代が75歳以上となる2025年には、認知症高齢者数は約700万人にも達すると推計されており、日本の認知症への取組が注目されている。

政府は本年1月、認知症対策を国家的課題として位置付け、認知症施策推進総合戦略いわゆる新オレンジプランを策定し、認知症高齢者が、住み慣れた地域のよい環境で、自分らしく暮らし続けることができる社会、「認知症高齢者等にやさしい地域づくり」をめざすこととした。

しかし、今後の認知症高齢者の増加等を考えれば、認知症への理解の一層の促進、当事者や家族の生活を支える体制の整備、予防・治療法の確立など、総合的な取組が求められているところである。

よって、政府においては次の事項について適切な措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 認知症の方々の尊厳、意思、プライバシー等が尊重される社会の構築をめざし、学校教育などにより認知症への理解を一層促進するとともに、認知症の予防・治療法確立、ケアやサービスなど認知症に対する総合的な施策について、具体的な計画を策定することを定めた「認知症の人と家族を支えるための基本法(仮称)」を早期に制定すること。
- 2 認知症に見られる不安、抑うつ、妄想など心理行動症状の発症・悪化を防ぐため、訪問型の医療や介護サービスなどの普及促進を、地域包括ケアシステムの中に適切に組み入れること。
- 3 自治体などの取組について家族介護、老老介護、独居認知症高齢者など、より配慮を要する方々へのサービスの好事例(サロン設置、買物弱者への支援等)を広く周知すること。

と。

4 認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）の効果を見極めるため、当事者や介護者の視点を入れた点検・評価を適切に行い、その結果を施策に反映させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年（2015年）7月1日

三 次 市 議 会

以上であります。全員の御賛同をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

○議長（沖原賢治君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 質疑なしと認めます。

討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 討論なしと認めます。

これより発議第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

本意見書案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認めます。

よって発議第4号認知症への取組の充実強化に関する意見書（案）は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 発議第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

○議長（沖原賢治君） 日程第8、発議第5号地方財政の充実・強化を求める意見書（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（14番 林 千祐君、挙手して発言を求め）

○議長（沖原賢治君） 林議員。

〔14番 林 千祐君 登壇〕

○14番（林 千祐君） 皆さんおはようございます。

ただいま御上程となりました発議第5号について、提出者を代表して提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、大森俊和議員、久保井昭則議員、亀井源吉議員、宍戸 稔議員、杉原利明議員、齊木 亨議員、桑田典章議員、小池拓司議員と、私、林 千祐でございます。

本案は、地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により提出するものでござ

います。

案文の朗読をもって提案理由の説明にかえさせていただきます。

#### 発議第5号

##### 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

地方自治体は、子育て支援、医療、介護などの社会保障、被災地の復興、環境対策、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の策定など、新たな政策課題に直面している。

一方、地方公務員をはじめ、人材が減少する中で、新たなニーズの対応が困難となっており、公共サービスを担う人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立をめざす必要がある。

しかし、経済財政諮問会議においては、2020年のプライマリーバランスの黒字化を図るため、社会保障と地方財政が二大ターゲットとされ、歳出削減にむけた議論が進められている。

本来、必要な公共サービスを提供するため、財源面でサポートするのが財政の役割である。

しかし、財政再建目標を達成するためだけに、不可欠なサービスが削減されれば、本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかである。

このため、2016年度の政府予算、地方財政の検討に当たっては、国民生活を犠牲にする財政とするのではなく、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実、地方財政の確立をめざすことが必要である。このため、政府に次の事項の実現を求める。

- 1 社会保障、被災地復興、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。

特に、今後、策定する財政再建計画において、地方一般財源総額の現行水準の維持・確保を明確にすること。

- 2 子ども・子育て新制度、地域医療構想の策定、地域包括生活ケアシステム、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保と地方財政措置を的確に行うこと。

- 3 復興交付金、震災復興特別交付税などの復興に係る財政措置については、復興集中期間終了後の2016年度以降も継続すること。また、2015年度の国勢調査を踏まえ、人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないように、地方交付税算定のあり方を検討すること。

- 4 法人実効税率の見直し、自動車取得税の廃止など各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応を図ること。また、償却資産にかかる固定資産税やゴル

フ場利用税については、市町村の財政運営に不可欠な税であるため、現行制度を堅持すること。

5 地方財政計画に計上されている「歳出特別枠」及び「まち・ひと・しごと創生事業費」については、自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、現行水準を確保すること。また、これらの財源措置について、臨時・一時的な財源から恒久的財源へと転換を図るため、社会保障、環境対策、地域交通対策など、経常的に必要な経費に振り替えること。

6 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年（2015年）7月1日

三 次 市 議 会

以上であります。全員の御賛同をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

○議長（沖原賢治君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 質疑なしと認めます。

討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 討論なしと認めます。

これより発議第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

本意見書案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認めます。

よって発議第5号地方財政の充実・強化を求める意見書（案）は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 発議第6号 教育予算の拡充を求める意見書（案）

○議長（沖原賢治君） 日程第9、発議第6号教育予算の拡充を求める意見書（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（6番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 鈴木議員。

○6番（鈴木深由希君） ただいま御上程となりました発議第6号について、提出者を代表して提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、平岡 誠議員、國岡富郎議員、小田伸次議員、須山敏夫議員、吉岡広小路議員、新家良和議員、山村恵美子議員と、私、鈴木深由希でございます。

本案は、地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により提出するものでございます。

案文の朗読をもって提案理由の説明にかえさせていただきます。

発議第6号

教育予算の拡充を求める意見書（案）

日本はOECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっている。

現在、社会状況等の変化により、一人ひとりの子どもに対するきめ細かな対応はますます求められている。日本語指導などを必要とする子どもや障害のある子どもへの対応、また、いじめ、不登校など生徒指導の課題の解決にむけて、少人数学級の推進などの計画的定数改善は必要不可欠である。

既に、自治体によっては、厳しい財政状況の中、独自財源による30人から35人以下学級が行われている。このことは、自治体の判断として少人数学級の必要性を認識していることの現れであり、本来的には国の施策として財源保障すべきである。また、文部科学省が実施した「今後の学級編制及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約6割が「小中高校の望ましい学級規模」として、26人から30人を挙げており国民も30人以下学級を望んでいることは明らかである。

三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられた結果、自治体財政が圧迫され非正規教職員も増えている。憲法上の要請でもある教育の機会均等を保障するためには、国による教育予算の確保が必要である。子どもの学ぶ意欲・主体的な取組を引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠である。

こうした観点から、2016年度政府予算編成において、次の事項が実現されるよう強く求める。

- 1 少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、30人以下学級とすること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年（2015年）7月1日

以上であります。全員の御賛同をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

○議長（沖原賢治君） 質疑を願います。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 質疑なしと認めます。
討論願います。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 討論なしと認めます。
これより発議第6号を採決いたします。
お諮りいたします。
本意見書案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認めます。
よって発議第6号教育予算の拡充を求める意見書（案）は原案のとおり可決されました。
~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 発議第7号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書（案）

○議長（沖原賢治君） 日程第10、発議第7号年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書（案）を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。  
（6番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 鈴木議員。  
〔6番 鈴木深由希君 登壇〕

○6番（鈴木深由希君） ただいま御上程となりました発議第7号について、提出者を代表して提案理由の説明を申し上げます。  
提出者は、平岡 誠議員、國岡富郎議員、小田伸次議員、須山敏夫議員、吉岡広小路議員、新家良和議員、山村恵美子議員と、私、鈴木深由希でございます。  
本案は、地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により提出するものでございます。  
案文の朗読をもって提案理由の説明にかえさせていただきます。

発議第7号

年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書（案）  
公的年金は、高齢者世帯収入の7割を占め、6割の高齢者世帯が年金収入だけで生活して

いる。また、特に高齢化率の高い都道府県では県民所得の17%前後、家計の最終消費支出の20%前後を占めているなど、年金は老後の生活保障の柱となっている。

そのような中で、政府は、成長戦略である「日本再興戦略（2013年6月14日閣議決定）」などにおいて、年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）に対し、リスク性資産割合を高める方向での年金積立金の運用の見直しを求め、2014年10月31日、基本ポートフォリオが大きく変更された。年金積立金は、厚生年金保険法等の規定に基づき、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ確実な運用を行うべきものであり、日本経済への貢献が目的ではない。

まして、GPIFには保険料拠出者である被保険者の意思を反映できるガバナンス体制がなく、被保険者の意思確認がないまま、政府が一方的に方向性を示し、見直しが進められていることは問題であると言わざるを得ない。リスク性資産割合を高め、年金積立金が毀損した場合、結局は厚生労働大臣やGPIFが責任をとるわけではなく、被保険者・受給者が被害を被ることになる。

こうした現状に鑑み、本市議会は政府に対し、次の事項を強く要望する。

- 1 年金積立金は、厚生年金保険法等の規定に基づき、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ確実な運用を行うこと。
- 2 これまで安全資産とされてきた国内債券中心の運用方法から、株式等のリスク性資産割合を高める方向での急激な変更は、国民の年金制度に対する信頼を損なう可能性があり、また、国民の財産である年金積立金を毀損しかねないため、責任の所在を明確にすること。
- 3 GPIFにおいて、保険料拠出者である労使をはじめとするステークホルダーが参画し、確実に意思反映できるガバナンス体制を構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年（2015年）7月1日

三 次 市 議 会

以上であります。全員の御賛同をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

○議長（沖原賢治君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 質疑なしと認めます。

討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 討論なしと認めます。

これより発議第7号を採決いたします。

お諮りいたします。

本意見書案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) 御異議なしと認めます。

よって発議第7号年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書(案)は原案のとおり可決されました。

○議長(沖原賢治君) ここで議事日程の追加を議題といたします。

請願第1号安全保障関連11法案の廃案を求める意見書の提出について請願が採択となりました。

本請願は、意見書の提出を求める請願であります。

よって発議第8号安全保障関連11法案(新安保法制)の廃案を求める意見書(案)を日程に追加し、日程第11とし、陳情第2号を日程第12号としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) 御異議なしと認めます。

よって発議第8号安全保障関連11法案(新安保法制)の廃案を求める意見書(案)を日程に追加したいと思っております。

ここで日程表と意見書を配付いたしますので、しばらくお待ちをください。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 発議第8号 安全保障関連11法案(新安保法制)の廃案を求める意見書(案)

○議長(沖原賢治君) 日程第11、発議第8号安全保障関連11法案(新安保法制)の廃案を求める意見書(案)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(10番 山村恵美子君、挙手して発言を求め)

○議長(沖原賢治君) 山村議員。

[10番 山村恵美子君 登壇]

○10番(山村恵美子君) ただいま御上程となりました発議第8号について、提出者を代表して提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、平岡 誠議員、須山敏夫議員、保実 治議員と、私、山村恵美子でございます。

本案は、地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により提出するものでございます。

案文の朗読をもって提案理由の説明にかえさせていただきます。

発議第8号

安全保障関連11法案(新安保法制)の廃案を求める意見書(案)

日本国憲法は、その前文で「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する」と

し、更に第9条においては「戦争及び武力の行使を放棄し、戦力を保持しない」と、「恒久平和主義」を定めている。

その後、自衛隊が発足した後も、自国の防衛ではない「集団的自衛権の行使」は、憲法第9条のもとでは認められないことは、長年にわたる政府の一貫した解釈であった。

そして、武力の行使を禁じた憲法第9条のもとで戦後自衛隊員は、一人も殺さず、殺されなかった。それゆえ日本は、平和国家として世界各国から信頼されてきた。

しかし、新安保法制によって自衛隊が地球の裏側まで派遣され、アメリカのために戦争をすれば、日本も「戦争参加国」として被害国の恨みを買ひ、友好関係は破壊され、日本へのテロ攻撃などの危険性は高まる。たとえ後方支援とはいえ、武器や兵士を運んだりする兵站補給は相手国にとっては敵対する行動であることには違いない。

日本国憲法の平和主義は、国内で310万人、アジアでは数千万人とも言われる犠牲者を出した戦争の反省の上にたって作られた。

今年には戦後70年である。この間、戦争をしなかった日本が戦争する国になることを私たちは決してこのまま座して見ておくわけにはいかない。

日本を戦争国家に変え、自衛隊が世界各地で戦争犠牲者を出すことにつながる新安保法制の成立に反対し、あくまで平和外交によって近隣諸国をはじめとする世界各国との信頼と友好を構築するべきであり、安全保障関連11法案（新安保法制）の廃案を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年（2015年）7月1日

三 次 市 議 会

以上であります。全員の御賛同をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

○議長（沖原賢治君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 質疑なしと認めます。

討論願います。

（23番 久保井昭則君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 久保井議員。

○23番（久保井昭則君） 私は、この発議第8号安全保障関連11法案の廃案を求める意見書（案）について反対とします。

ただ、反対討論は、きょうの日程第1、請願第1号のところで行っておりますので省略をします。

○議長（沖原賢治君） ほかに討論ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 討論なしと認めます。

これより発議第8号を採決いたします。

お諮りいたします。

本意見書は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

(「討論があった…」と呼ぶ者あり)

失礼しました。

これより発議第8号を採決いたします。

お諮りいたします。

発議第8号は、反対討論がありましたので、起立により採決いたします。

発議第8号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(沖原賢治君) 起立多数であります。

よって発議第8号安全保障関連11法案(新安保法制)の廃案を求める意見書(案)は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 閉会中継続審査申出事件1件

(総務常任委員会)

陳情第2号 三次市親水公園グラウンド・ゴルフ場の整備・管理に関する  
ことについて

○議長(沖原賢治君) 日程第12、委員会における閉会中の継続審査申し出についてを議題といたします。

総務常任委員長から、目下委員会において審査中の陳情第2号三次市親水公園グラウンド・ゴルフ場の整備・管理に関することについては、内容について、管理状況の課題等含め引き続き調査・研究が必要なため、審査終了まで継続審査としたい旨、会議規則第109条の規定により申し出がありました。

お諮りいたします。

総務常任委員長からの申し出のとおり、陳情第2号は閉会中の継続審査に付することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) 御異議なしと認めます。

よって総務常任委員長からの申し出のとおり、陳情第2号は閉会中の継続審査に付することに決定をいたしました。

以上で今期定例会に付議された事件の審議は全て終了いたしました。

これにて平成27年6月三次市議会定例会を閉会いたします。

13日にわたる御審議、大変御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

——閉会 午後 0時 2分——

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成27年7月1日

三次市議会議長 沖原賢治

会議録署名議員 澤井信秀

会議録署名議員 鈴木深由希